

岩手県告示第210号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

。

令和元年8月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 盛岡市、滝沢市、八幡平市及び岩手郡雫石町
- 2 基本測量を実施する期間 令和元年9月17日から令和2年3月31日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（火山基本図データ作成）